

**弁護士報酬早見表【着手金：報酬＝1：2 消費税を含む】**

**民事事件の着手金及び報酬金**

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	8.8%	17.6%
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	5.5%+金9万9000円	11%金19万8000円
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	3.3%+金75万9000円	6.6%+金151万8000円
金3億円を超える場合	2.2%+金405万9000円	4.4%+金811万8000円

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来ます。着手金の最低額は金11万円)

**契約締結交渉**

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	2.2%	4.4%
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	1.1%+金3万3000円	2.2%+金6万6000円
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	0.55%+金19万8000円	1.1%+金39万6000円
金3億円を超える場合	0.33%+金85万8000円	0.66%+金171万6000円

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来ます。)

**督促手続事件**

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	2.2%	民事事件の報酬と同じ
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	1.1%+金3万3000円	
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	0.55%+金19万8000円	
金3億円を超える場合	0.33%+金85万8000円	

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来ます。着手金の最低額は金5万5,000円)

**手形・小切手訴訟事件**

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	4.4%	8.8%
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	2.75%+金4万9500円	5.5%+金9万9000円
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	1.65%+金37万9500円	3.3%+金75万9000円
金3億円を超える場合	1.1%+金202万9500円	2.2%+金405万9000円

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来ます。着手金の最低額は金5万5,000円)

**任意整理事件**

1 弁護士が債権取立・資産売却等により集めた配当原資額につき、

金500万円以下の場合	16.50%
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	11%+金27万5000円
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	8.8%+金49万5000円
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	6.6%+金159万5000円
金1億円を超える場合	5.5%+金269万5000円

2 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき、

金500万円以下の場合	3.3%
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	2.2%+金55万円
金1億円を超える場合	1.1%+金165万円

## 手数料

### 1 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
即決和解	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の場合	金11万円
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合	1.1%+金7万7000円
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合	0.55%+金24万2000円
		金3億円を超える場合	0.33%+金90万2000円

### 2 裁判外の手数料

項目	分類	手数料	
契約書類及びこれに準じる書類作成	基本	金300万円以下の場合	金11万円
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合	1.1%+金7万7000円
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合	0.33%+金30万8000円
		金3億円を超える場合	0.11%+金96万8000円
遺言書作成	基本	金300万円以下の場合	金23万1000円
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合	1.1%+金18万7000円
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合	0.33%+金41万8000円
		金3億円を超える場合	0.11%+金107万8000円
遺言執行	基本	金300万円以下の場合	金33万円
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合	2.2%+金26万4000円
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合	1.1%+金59万4000円
		金3億円を超える場合	0.55%+金224万4000円
会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	金1000万円以下の場合	4.4%
		金1000万円を超え、金2000万円以下の場合	3.3%+金11万円
		金2000万円を超え、金1億円以下	2.2%+金33万円
		金1億円を超え、金2億円以下の場合	1.1%+金143万円
		金2億円を超え金20億円以下の場合	0.55%+金25万円
		金20億円を超える場合	0.33%+金693万円